

大阪府営業時間短縮協力金の支給に関する要綱

(趣旨)

第一条 知事は、大阪府営業時間短縮協力金支給規則（令和3年大阪府規則第5号。以下「規則」という。）第11条に基づき、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）のまん延に係る知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の要請（以下「要請」という。）に応じて営業時間の短縮等を行った事業者の事業の継続に資すること及び新型コロナウイルス感染症の拡大を防止することを目的とした、大阪府営業時間短縮協力金（以下「協力金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(支給の要件)

第二条 規則第2条第1項第5号に定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号又は第2号に定められた日までに協力金の申請に係る要請の対象となる施設（以下「申請施設」という。）に感染防止宣言ステッカー（申請施設に係る事業者団体が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の防止のために定める指針（以下「感染拡大予防ガイドライン」という。）を遵守していることを誓約した事業者に知事が交付する標章をいう。以下「ステッカー」という。）を掲示できなかつたことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年2月7日とする。

一 規則第3条第1項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第4号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年1月14日

二 規則第3条第1項第2号に掲げる区分に係る申請施設（第4号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年1月18日

三 規則第3条第1項第3号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日

四 令和3年1月14日（同月18日から要請を遵守していた場合にあっては同日）から同年2月7日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年2月8日以降申請施設において事業を営まなくなった日の前日のいずれか早い日

2 規則第2条第2項第1号ホに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかつたことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年2月28日とする。

一 規則第3条第2項第1号に掲げる区分に係る申請施設（第3号に掲げる申請施設を除く。） 令和3年2月8日

二 規則第3条第2項第2号に掲げる区分に係る申請施設 申請施設において事業を営まなくなった日の前日

三 令和3年2月8日から同月28日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日又は令和3年3月1日以降申請施設において事業を

営まなくなった日の前日のいずれか早い日

- 3 規則第2条第2項第2号へに定める日とは、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号に定められた日までに申請施設にステッカーを掲示できなかったことにつき、やむを得ない事由が認められる場合は、令和3年2月28日とする。
 - 一 規則第3条第2項第3号に掲げる区分に係る申請施設（第2号に掲げる申請施設を除く。）申請施設において事業を開始した日
 - 二 令和3年2月9日から同月28日までのいずれかの日から事業を開始し、当該事業開始日から同月28日までの全ての期間休業していた申請施設 協力金の支給申請日、申請施設の営業再開日

（協力金の支給の申請等）

第三条 規則第4条に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 規則第3条第1項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 大阪府営業時間短縮協力金支給申請書（様式第1号）
 - ロ 大阪府営業時間短縮協力金支給要件確認書（様式第2号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第3号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
 - 二 規則第3条第2項各号に掲げる区分に係る申請施設
 - イ 大阪府営業時間短縮協力金（第2期）支給申請書（様式第4号）
 - ロ 大阪府営業時間短縮協力金（第2期）支給要件確認書（様式第5号）
 - ハ 誓約・同意書（様式第6号）
 - ニ 各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 規則第4条に定めるインターネットを利用することによる申請については、大阪府営業時間短縮協力金申請システムを利用して行うものとする。
 - 3 規則第4条に定める期日は、第4項に定める書類を除き、次のとおりとする。ただし、郵送で行う場合は、当該期日を過ぎて提出されたものであっても当該期日の通信日付印が押印されているものは有効とする。
 - 一 規則第3条第1項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年3月22日
 - 二 規則第3条第2項各号に掲げる区分に係る申請施設 令和3年4月19日
 - 4 規則第3条第2項第3号に掲げる区分に係る申請施設について申請を行った者は、当該申請施設において事業を開始した日から起算して1月の飲食をさせる役務の提供にかかる営業又は休業を行ったことを証する書類及び要請に応じて営業時間の短縮等を行っていないときに係る営業時間を証する書類を、事業を開始した日から起算して2か月以内に知事に提出しなければならない。
 - 5 申請書類は返却しないものとする。

（協力金の支給）

第四条 知事は、予算の範囲内で、協力金を支給するものとする。

(支払)

第五条 知事は、協力金の支給を決定したときは、株式会社パソナを通じて、協力金を支払うものとする。

(協力金の支給の決定の通知)

第六条 規則第6条の協力金の支給の決定の通知は、事業者への協力金の入金をもって行うものとする。

2 知事は、規則第6条に基づき協力金の不支給を決定したときは、協力金不支給決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

3 前項の規定による通知は、大阪府営業時間短縮協力金申請システムを利用して行うことができるものとする。

(申請の取下げ)

第七条 規則第4条の申請を行った者が、規則第6条の協力金の支給の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、協力金申請取下書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による取下げの場合に準用する。

(届出義務)

第八条 規則第6条の規定による協力金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第2条に定める要件を満たしていないことが明らかとなったときは、協力金支給要件欠如届出書(様式第9号)により、速やかに知事に届け出るものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による届出の場合に準用する。

(調査等)

第九条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

(その他)

第十条 この要綱に定めるもののほか、協力金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行する。